

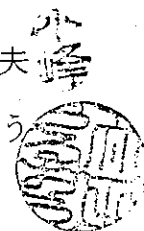
預金保険法第 80 条に基づく報告書 (補遺)

平成 14 年 6 月 14 日

黒 磯 信 用 組 合

金融整理管財人 小 峰 哲 夫

金融整理管財人 太 田 う る お う



I はじめに

黒磯信用組合は、平成13年12月7日、預金保険法第74項第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって、債務を完済することができない」旨の申し出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年5月13日には報告書を提出したところです。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った黒磯信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1. はじめに

金融整理管財人は、黒磯信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの地位にあった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人2名と補佐人1名等で構成する内部調査事務局を設置し、必要に応じて預金保険機構などの関係機関との協議、情報交換を通じて法的責任追及の調査・検討を行ってまいりました。そこで、今日迄の調査・検討の内容について報告します。

第2. 刑事責任追及について

業務上横領罪または背任罪を中心に該当する刑事責任を生ずる事由の有無について、会計帳簿等を精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行ってきました。

これまでの調査の結果、刑事責任を明確に追及することが可能と考えられる事案を発見するに至っておりません。

第3. 民事責任追及について

1. 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

(1) 融資案件

黒磯信用組合の破綻の原因の一つは、不況業種である不動産業・建設業等に対し、多額の融資を実行し不良債権化したことです。

少数の特定の企業に集中して貸し出しがなされ、それらの多くが不良債権となったことが、破綻の重要な原因となったと指摘できます。

このように少数の特定の企業に集中して貸し出すことは、協同組織金融機関の基本理念から逸脱すると考えられます。

以上の事情を踏まえ、旧経営陣の責任追及のための調査方針をたてました。

調査方法は、信用供与限度額を超えている不良債権先を中心に、理事会議事録、融資関係の稟議書や附属書類等により融資審査の実態を1件ずつ精査し、融資した経緯、担保の徴求状況、回収手続き等を中心に調査を行い、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反や任務懈怠の有無について関係者から事情を聴取するなど、総合的に行いました。

(2) 余資の運用について

当組合では、外国債及び仕組み債によって資金を運用し多額の損失を発生させています。

そこで、損失を発生させた有価証券の運用について、当該有価証券を保有するに至った事情、投資の判断の適否について、目論見書や在職職員から事情聴取するなどして、旧経営陣の民事責任の有無を調査・検討しました。

2. 調査結果及び問題があると思われる融資案件

(1) 融資について

ア 融資審査の体制整備

従来、大口融資案件は、常勤の理事の判断、決裁に委ねられ、審査部の体制が設けられていませんでした。審査部が設けられたのは、平成 11 年 8 月になってからです。

審査部が設置される以前は、担当部店が稟議書を作成し、常勤理事に提出し決裁を経ることになりますが、営業推進部門と審査部門が分離しておらず、情実的な過剰な融資が生まれる素地がありました。

また、審査部が設けられた平成 11 年 8 月以降も、担当理事が審査部職員より先に決裁し、審査部職員は実質的には審査に関与しないなど、審査部としての体制整備は実現しなかったというのが実態です。

内規としての融資基準及び審査の方針が定められたのも、平成 8 年 2 月で、しかも、それが定められた以降も、審査の運営方法は、ほとんど変わっておらず、金融検査に備えて外見を繕うという側面が強く、それに基づき適正な審査を行うという体制整備がなされたとは評価できません。

イ 与信先の集中

冒頭に指摘したように、不動産業や建設業などの特定の業種や少数の事業者へ貸し付け、信用リスクを集中させ、当組合の貸し倒れ引当金の増加を招きました。しかも全体として投機的な不動産融資が多くみられます。

リスクの分散は金融機関としての本源的な機能の一つであり、適切なリスク管理が実施されていませんでした。

ウ 法令遵守等

経営陣としては、最低限、法令等を遵守し、また社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の確立を図らなければなりません。ところが、冒頭に指摘したように、信用供与限度額を超える融資が、特段の事情もなく行われています。

また、同一人が実質的に支配する企業グループに対し、信用供与限度額に係わる法規制を潜脱するため分割して融資を実行している案件があります。

エ 審査の実態

不動産担保の設定にあたって、その不動産の謄本や公図等の資料を徴求し、現地に赴き調査をして、担保価値が十分に存在するかを確認し、融資の是非を検討する必要がありますが、実勢価格や処分可能性に関する検討がなされていません。

そのため、結局、処分ができず、更にはバブル経済崩壊後の地価の下落によって、不良債権となっています。

また、事業資金であれば、資金用途を明確にし、更に事業計画の提出を求め、投資採算性があるか否か等を調査し、返済が確保されるという判断のもとに融資を実行すべきですが、融資に際し、事業計画の提出を求め、それが適正であるか否かなどの調査をしておらず、短期融資として手形貸付などを行っても、結局、長期の貸付に条件変更せざるを得ず、そのまま不良債権化したものも存在します。

以上のように、債務者の申し出をそのまま聴取するのみで、債務者の財務内容の調査・検討がきわめて不十分です。

オ 問題債権の管理体制

実質的には破綻していると思われる与信先に対しても、特に理由もなく融資が継続して実行されています。

問題債権については、それを担当する部門が設置され、問題債権として特

に管理すべき必要な債権の範囲が特定され、一定の方針に従い、管理・回収される必要があります。当組合には、延滞債権の管理・回収を集中的且つ効率的に行うために管理部が設置されていましたが、管理部は単に競売手続き等の書類を作成する機関としての役割しか果たさず、債権管理は、各部店任せになり、中には、延滞債権が生ずると、各部店の担当職員の責任だとして、その処理を放置し、貸し出し先に対する再建策の指導または整理回収はなされていません。

カ 経営責任を隠蔽するための融資

当組合の融資の中には、破産した与信先から徴求していた担保不動産を競売で取得しようとする顧客に対し、最低競売価格を大幅に上回る金額で落札するための費用全額を融資しているものがあります。

このような処理は、結果として見たとき、経営陣の責任逃れのためのいわば、「飛ばし」あるいは「債務の付け替え」と評価されても止むを得ないもので、不良債権処理を遅らせ、問題の解決を遅らせた原因の一つとなっています。

(2) 余資の運用について

当組合は、平成8年頃から、余資の運用として、多額の外国債及び仕組み債を多額に購入しています。不良債権が増加し、その穴埋めという意味で、利益の確保のため、高利回りの外国債・仕組み債の購入に至ったものと思われます。

ところが、平成12年4月まで、運用基準や購入決定の手続き規定が設けられておらず、これまでの調査の結果からすると、当時の専務理事がほとんど独断で購入したと思われ、その他の常勤理事も、そのことを知りながら何らの対応もしていません。監視義務を尽くしていないと言わざるを得ません。

更に、平成11年秋口、当組合は、外国債で約4億円の損害を被りましたが、その後も、多額の外国債及び仕組み債を保有したまま、何らの対処もしていませんでした。

この時期に、早期に売却処分をするなど適切な対処をしていれば、外国債・仕組み債による多額の損害を被ることはなかったと考えられます。

(3) 問題があると思われる案件

調査した中で、特に具体的に問題があると考えられる融資案件は、以下の通りです。

① 同一人物が支配していると思われる企業グループに対する融資

同一人が実質的に支配している企業グループに対し、実質的には信用供与限度額違反の多額の融資をし不良債権となっている情実的な過剰融資があります。

投機的不動産融資を主体として十分な担保を徴求せず、また十分な事業計画の審査もなされないまま、情実的な融資が実行されており、それは、当組合の破綻直前まで継続されていました。また、これまで、適切な債権回収の手だても講じられていません。

② 大規模開発に係わる融資案件

大規模開発に関する融資であるにもかかわらず、事業計画の審査を行わず、融資申込者の説明をそのまま受け入れ、多額の融資を行っています。そして、従来から金融検査で指摘されても、一向に改善されてきませんでした。

また、同社の関連先企業にも、前記の通り事業計画が適正であるか否かを十分に検討しないまま、多額の融資がなされ、不良債権となっています。

3. 調査結果に基づく検討

以上の通り、旧経営陣の任務懈怠について中小企業等協同組合第 42 条で準用する商法第 254 条に基づく民法第 644 条による善管注意義務、商法第 254 条の 3 による忠実義務、出資法第 3 条（浮き貸しの禁止）、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条で準用する銀行法第 13 条（信用供与限度額の定め）等に基づく一般的な違反の事実関係の有無について調査を行ったところです。

しかし、上記の問題があると思われる案件についても、融資金の用途や融資に

かかる事情についても不明な部分があり、損害賠償を求め民事訴訟を提起するためには、今後、それらの事柄について調査を行う必要があります。

第4. 旧経営陣に対する損害賠償請求等の処理

上記の通り、旧経営陣に対する損害賠償責任、受任者の善管注意義務に違反する可能性があると思われる案件は発見されたものの、提訴するには更に調査を行う必要があります、現時点において責任追及に踏み切るまでに至っていません。

今後、株式会社整理回収機構による調査等によって新たな事実が判明する可能性があることから、整理回収機構において責任追及が行えるよう、従前の調査資料を同社に引き継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権を同社に譲渡することとします。

以上